

## 公布された規則のあらまし

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則（規則第 12 号）

- 1 次に掲げる内容等に関し必要な事項を定めることとした。
  - (1) 地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 13 条第 4 項の規定による監査報告の内容（第 2 条関係）
  - (2) 法第 13 条第 6 項第 2 号の規定による法人の監事が調査しなければならない書類（第 3 条関係）
  - (3) 法第 28 条第 2 項の規定による報告書の内容（第 8 条関係）
  - (4) 法第 34 条第 2 項の規定による事業報告書の内容（第 10 条関係）
  - (5) 法第 35 条第 1 項の規定による会計監査報告の内容（第 12 条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則及び佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第 13 号）

1 佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正

経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金について、東日本大震災により被害を受けた者に対する償還期間等の特例の適用期間を平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとした。（第 3 条関係）

2 佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正

(1) 林業・木材産業改善資金について、東日本大震災により被害を受けた者に対する償還期間等の特例の適用期間を平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとした。（第 6 条関係）

(2) その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、公布の日から施行することとした。